

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略） 事務	市町	第二条（略） 事務	市町
三の二 削除		<p>三の二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下この号において「法」という。）、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下この号において「政令」という。）、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第十条第二項の規定による理容師業務の停止命令</p> <p>(2) 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出の受付</p> <p>(3) 法第十一条第二項の規定による理容所の開設届出事項の変更及び廃止の届出の受付</p> <p>(4) 法第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査及び確認</p> <p>(5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>



<p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>四の四 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。） 興行場法施行条例（昭和五十九年広島県条例第十八号。以下この号において「条例」という。） 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第二条第一項の規定による興行場の営業の許可</p> <p>(2) 法第二条第二項ただし書の規定による興行場の営業の許可を与えない場合のその旨の通知</p> <p>(3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(4) 法第五条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査</p> <p>(5) 法第六条の規定による許可の取消し及び営業の停止命令</p> <p>(6) 条例第四条の規定による基準の適用の緩和又は基準を適用しないことの決定</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>四の五 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。以下この号において「法」という。） 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下この号において「省令」という。） 旅館業法施行条例（昭和二十三年広島県条例第百四号。以下この号において「条例」という。） 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第一項の規定による旅館業の営業の許可</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>

		<p>(2) 法第三条第四項（第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の徴取</p> <p>(3) 法第三条第五項（第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えない場合のその旨の通知</p> <p>(4) 法第三条の二第一項の規定による譲渡及び譲受けの承認（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) 法第三条の三第一項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認</p> <p>(6) 法第三条の四第一項の規定による営業者の相続の承認</p> <p>(7) 法第七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査</p> <p>(8) 法第七条の二の規定による構造設備基準に適合させるための措置命令</p> <p>(9) 法第八条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令</p> <p>(10) 法第八条の二の規定による国立大学の学長等からの意見の受付</p> <p>(11) 省令第四条の規定による申請書記載事項（営業の種別を除く。）の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付</p> <p>(12) 条例第七条の規定による条例第六条の規定の適用のしんしゃく</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>
<p>四の六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下この号において「法」という。）  公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下この号において「省令」という。）  （公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号。</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高</p>	

		<p>以下この号において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第二条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可</p> <p>(2) 法第二条第二項ただし書の規定による公衆浴場の営業許可を与えない場合の通知</p> <p>(3) 法第二条第四項の規定による許可の条件の付加</p> <p>(4) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(5) 法第四条ただし書の規定による療養のために利用される公衆浴場の許可</p> <p>(6) 法第六条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査</p> <p>(7) 法第七条第一項の規定による許可の取消し及び停止命令</p> <p>(8) 省令第四条の規定による申請書等の記載事項の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付</p> <p>(9) 条例第三条ただし書の規定による距離のしんしゃく</p> <p>(10) 条例第六条の規定による条例第四条の規定の適用のしんしゃく</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>原町</p>
<p>九の四 削除</p>		<p>九の四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下この号において「法」という。） （一）クリーニング業法に基づく必要な措置に関する条例（平成十四年広島県条例第四十五号。以下この号において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出の受付</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定によ</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>

		<p>るクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者の届出</p> <p>(3) 法第五条第三項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出の受付</p> <p>(4) 法第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認</p> <p>(5) 法第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(6) 法第九条の規定による業務の停止命令</p> <p>(7) 法第十条第一項の規定による立入検査</p> <p>(8) 法第十条の二の規定による措置命令</p> <p>(9) 法第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止の命令</p> <p>(10) 条例第二条第一項第十四号の規定による業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合における営業者からの届出の受付</p> <p>(11) 条例第二条第一項第十五号の規定による業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるべき旨の指示</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>十四の二の二 美容師法（昭和三十一年法律第六十三号。以下この号において「法」という。）</p> <p>（美容師法施行令（昭和三十一年政令第二百七十七号。以下この号において「政令」という。）</p> <p>（美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。以下この号において「省令」という。））及</p> <p>原町</p>
			<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高</p>
		<p>く事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>法の施行のための規則に基づ</p>	

<p>(1) 法第十条第二項の規定による美容師業務の停止命令</p> <p>(2) 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出の受付</p> <p>(3) 法第十一条第二項の規定による美容所の開設届出事項の変更又は廃止の届出の受付</p> <p>(4) 法第十二条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認</p> <p>(5) 法第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）</p> <p>(6) 法第十四条第一項の規定による立入検査</p> <p>(7) 法第十五条第一項及び第二項の規定による美容所の閉鎖命令</p> <p>(8) 政令第五条の規定による業務停止に関する通知</p> <p>(9) 省令第七条第三項の規定により提出された免許証又は免許証明書の受領</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>十四の三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三十二条の規定による専用水道の施設基準適合の確認</p> <p>(2) 法第三十三条第三項の規定による専用水道の確認申請書の記載事項の変更の届出の受付</p> <p>(3) 法第三十三条第五項の規定による専用水道の申請者への通知</p> <p>(4) 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始の届出の受付</p> <p>(5) 法第三十四条第一項におい</p>
	<p>北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>

		<p>て準用する法第二十四条の第三第二項の規定による専用水道に係る業務委託をしたとき又は委託に係る契約が効力を失ったときの届出の受付</p> <p>(6) 法第三十六条第一項の規定による専用水道の改善の指示</p> <p>(7) 法第三十六条第二項の規定による専用水道の水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>(8) 法第三十六条第三項の規定による簡易専用水道の管理に關する必要な措置の指示</p> <p>(9) 法第三十七条の規定による専用水道又は簡易専用水道に係る給水停止命令</p> <p>(10) 法第三十九条第二項の規定による専用水道に係る報告の徴取及び立入検査</p> <p>(11) 法第三十九条第三項の規定による簡易専用水道に係る報告の徴取及び立入検査</p>	
<p>二十 (略)</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>	<p>十四の四 削除</p> <p>二十 (略)</p> <p>(1) 法第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物についての届出の受付</p> <p>(2) 法第五条第三項の規定による届出事項の変更及び特定建築物に該当しないこととなつた旨の届出の受付</p> <p>(3) 法第七条第四項の規定による申出</p> <p>(4) 法第十一条第一項の規定による報告の徴取、立入検査及び質問</p> <p>(5) 法第十二条の規定による特定建築物の改善命令等</p> <p>(6) 法第十三条第二項の規定による説明又は資料提出の要求</p> <p>(9) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p> <p>(10) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p> <p>(11) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p> <p>(12) 法第十三条第三項ただし書の規定による通知及び勧告</p>	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び島町、世羅町及び</p>
<p>二十一の二の二 削除</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(1)・(3) (略)</p>		<p>二十一の二の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第六条第一項の規定によ</p>	<p>三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び</p>

<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与      第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、      第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、      第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、      (52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、      (50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、      (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、</p>	
---	--

(略)

<p>三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与      第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、      第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、      第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、      (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、</p>	<p>る回収命令その他被害発生防止の措置命令      (2) 法第六条第二項の規定による回収命令その他被害拡大防止の応急措置命令      (3) 法第七条第一項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去      神石高原町</p>
---	--

(略)

<p>(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>		<p>(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十一号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法（以下この号において「法」という。）  ( )に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一條(第十七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十六第二項)において準用する場合を含む。)、第十二條第三項(第十七條の十三第二項、第十八條の十三第二項及び第十八條の三十六第二項)において準用する場合を含む。)、第十七條の五第一項、第十七條の六第一項、第十七條の七第一項、第十八條第一項及び第三項、第十八條の二第一項、第十八條の六第一項及び第三項、第十八條の七第一項、第十八條の二十八第一項、第十八條の二十九第一項並びに第十八條の三十第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七條の十三第一項、第十八條の十三第一項及び第十八條の三十六第一項)において準用する場合を含む。 )の規定による実</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>

		<p>施の制限期間の短縮  (3) 法第十七条第二項の規定による事故時における通報の受付</p>	
<p>二十二の二 削除</p>		<p>(水質汚濁防止法関係)  二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1) 法第五条第一項から第三項まで、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一項第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受付  (2) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>二十二の三 削除</p>		<p>(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)  二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)  及び第六条の二第二項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)  二十二の四 (略)  (1)・(2) (略)</p>	<p>庄原市、東広島市及び大崎上島町</p>	<p>(瀬戸内海環境保全特別措置法関係)  二十二の四 (略)  (1)・(2) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p>
<p>二十五の二 削除</p>		<p>(ダイオキシン類対策特別措置法関係)  二十五の二 ダイオキシン類対策特別措置法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1) 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の受付  (2) 法第十七条第二項の規定による実施の制限期間の短縮  (3) 法第二十三条第二項の規定による事故時における通報の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>

		<p>(広島県生活環境の保全等に関する条例関係)</p> <p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第三十条並びに第三十一条第三項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 条例第十二条第二項及び第二十九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) 条例第九十一条第二項及び第九十二条第二項の規定による報告の受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の定めるところにより市町長が行った処分その他の行為又は市町長に対してなされた届出その他の他の行為であって、この条例による改正後の広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後は知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、施行日以後は、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。